

## 玄海町排水設備指定工事店規程

### 目次

#### 第1章 総則（第1条・第2条）

#### 第2章 指定工事店（第3条—第9条）

#### 第3章 責任技術者（第10条—第14条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この規程は、玄海町下水道条例（令和4年玄海町条例第15号。以下「下水道条例」という。）第6条及び玄海町農業集落排水処理施設の管理に関する条例（令和4年玄海町条例第16号。以下「農集排条例」という。）第6条に規定する指定工事店に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 下水道条例及び農集排条例に基づく排水設備等の新設、増設及び改良工事をいう。
- (2) 指定工事店 下水道条例及び農集排条例の規定により、排水設備等の工事の施工ができるものとして、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が指定する工事施工業者をいう。
- (3) 責任技術者 佐賀県下水道協会が実施する責任技術者認定試験（以下「認定試験」という。）に合格し、かつ、第11条に規定する本町の登録を受けた者をいう。

#### 第2章 指定工事店

##### （指定工事店の要件）

第3条 指定工事店は、次の各号に掲げる要件を備えているもののうちからその者の申請に基づき、管理者が指定する。

- (1) 佐賀県内に住所（法人にあっては事業所）及び営業に適する店舗を有する者
- (2) 自己又は自社の役員等が、玄海町暴力団排除条例（平成24年玄海町条例第1号）第2条第1号から第4号までに掲げる者に該当しない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けていない者
- (4) 工事の遂行上必要な機材を有している者
- (5) 責任技術者を1名以上専属させている者
- (6) 税を滞納していない者

(7) 第8条により指定の取消しの処分を受けたものについては、その処分を受けた日から2年以上経過した者

(指定工事店の申請)

第4条 指定工事店の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、排水設備指定工事店（新規・継続）申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて管理者に提出し、その審査を受けなければならない。

- (1) 申請者の履歴書（法人にあっては、定款の写し及び登記事項証明書）
- (2) 申請者（法人の場合は代表者）の身分証明書
- (3) 工事履歴書
- (4) 工事の遂行上必要な機材を有していることを証する書類
- (5) 責任技術者名簿
- (6) 責任技術者との雇用関係を証する書類
- (7) 納税証明書

(指定工事店の指定の決定)

第5条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、排水設備指定工事店通知書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により指定工事店を指定したときは、指定工事店等登録台帳（様式第3号）に登録するとともに、その指定工事店に対して玄海町排水設備指定工事店の証（様式第4号）（以下「指定工事店の証」という。）を指定工事店に交付するものとする。

(指定期間)

第6条 指定工事店の指定期間は、指定の日から2年以内とする。

2 指定期間満了後、引き続き指定を受けようとするものは、期間満了1箇月前までに排水設備指定工事店（新規・継続）申請書（様式第1号）に第4条に規定する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(指定工事店の責務)

第7条 指定工事店は、関係する法令、条例及び上下水道事業企業管理規程等を遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 排水設備工事の申込みを受けた場合は、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
- (2) 排水設備工事は責任技術者の監督のもとに施工すること。
- (3) 下水道条例第7条及び農集排条例第7条の検査（以下「完了検査」という。）に立ち会うこと。
- (4) 完了検査の結果、不合格と認められた時は、管理者が指定する期間内に改善し、再検査

を受けること。

- (5) 指定工事店の名義を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は下請人に工事をさせないこと。  
(指定工事店の指定の取消し等)

第8条 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定工事店の指定を取り消し、又は期間を定めてその効力を停止させることができる。

- (1) 関係する法令、条例及び上下水道事業企業管理規程等に違反したとき。  
(2) 第3条に規定する指定工事店の要件を欠くに至ったとき。  
(3) 第4条及び第6条第2項の申請書等に虚偽の記載があったとき。  
(4) 前3号に掲げる場合のほか、管理者が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により工事店に損害を生ずることがあっても、管理者はその責めを負わない。  
(届出)

第9条 指定工事店は、第4条、第6条、次条第2項又は第12条第2項の規定により管理者に提出した書類の内容に変更があったときは、排水設備指定工事店等変更届（様式第5号）にその事実を証する書類を添付して、その都度速やかに届け出なければならない。

2 指定工事店は、第3条の要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止したとき、若しくは休止しようとするときは、直ちに玄海町排水設備指定工事店辞退届（様式第6号）を管理者に提出し、指定工事店の証を返却しなければならない。ただし、特別な理由があるときは、管理者が辞退届の処理を行うことができる。なお、この場合、次条による申請の責任技術者の登録についても登録を取り消すものとする。

3 指定工事店の証及び第11条に規定する玄海町排水設備工事責任技術者登録証（以下「登録証」という。）は、その指定の期間が満了するまで適切に保管し、もし損傷又は紛失したときは、玄海町排水設備指定工事店の証等再交付申請書（様式第7号）を管理者に提出し、再交付を受けなければならない。

### 第3章 責任技術者

(責任技術者の申請)

第10条 認定試験に合格したものは、責任技術者として本町の登録の資格を有する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
(2) 不正行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者

2 責任技術者として本町の登録を受けようとする場合、その登録を受けようとする者を雇用する指定工事店は、責任技術者（継続）登録申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付

して管理者に提出しなければならない。

- (1) 認定試験に合格した証（責任技術者合格証又は更新講習受講終了証の写し）
  - (2) 身分証明書
  - (3) 住所を証する書類
  - (4) 写真
- （責任技術者の登録）

第11条 前条により申請があったときは、指定工事店等登録台帳（様式第3号）に登録するとともに、登録証（様式第9号）を交付するものとする。

（指定期間）

第12条 前条により登録された登録証の有効期間は、登録の日から第6条第1項に規定する指定工事店の指定期間と同日とする。

2 引き続き登録を受けようとする場合、その登録を受けようとする者を雇用する指定工事店は、期間満了1箇月前までに責任技術者（継続）登録申請書（様式第8号）に第10条第2項に規定する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

（責任技術者の責務）

第13条 責任技術者は、関係する法令、条例、上下水道事業企業管理規程等を遵守するほか、次に掲げる事項を遵守し、排水設備工事の施工に当たらなければならない。

- (1) 責任技術者は常に登録証を携帯し、関係人の求めによりこれを提示しなければならない。
- (2) 責任技術者は、その担当する排水設備工事の完了検査に立ち会わなければならない。
- (3) 指定期間に認定試験に合格した証の更新を行った場合は、遅滞なく管理者にその写しを提出しなければならない。
- (4) 責任技術者は、登録の有効期限が満了したとき、又は次条の規定により登録を取り消され、若しくはその効力を停止されたときは、遅滞なく管理者に登録証を返還しなければならない。

（責任技術者の登録の取消し等）

第14条 責任技術者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消し、又は期間を定めて登録の効力を停止することができる。

- (1) 下水道条例及び農集排条例又はこの規程、若しくは管理者の指示事項に違反する事項があったとき。
- (2) 第10条第2項及び第12条第2項に規定する申請等に虚偽の記載があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理者が不適当と認めるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、廃止前の玄海町排水設備指定工事店規則（令和 3 年玄海町規則第 8 号）によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号（第 4 条、第 6 条関係）

排水設備指定工事店（新規・継続）申請書

年 月 日

玄海町上下水道事業  
玄海町長 様

玄海町排水設備指定工事店として指定を受けたいので、玄海町排水設備指定工事店規程第 3 条に規定する指定条件を満たすことを誓約し、関係書類を添えて申請します。

（申請者）

|                |     |      |   |
|----------------|-----|------|---|
| フリガナ<br>商号又は名称 |     |      |   |
| 主たる営業所<br>の所在地 | 〒 - |      |   |
| 代表者の<br>役職・氏名  |     |      |   |
| 建設許可番号         |     | 連絡先  |   |
| 資本金            | 千円  | 従業員数 | 人 |

（添付書類）

- 1 申請者の履歴書（法人にあっては、定款の写し及び登記事項証明書）
- 2 申請者（法人の場合は代表者）の身分証明書
- 3 工事履歴書
- 4 工事の遂行上必要な機材を有していることを証する書類
- 5 責任技術者名簿
- 6 責任技術者との雇用関係を証する書類
- 7 納税証明書

※各種証明書は申請前 3 箇月以内に発行されたものとする。

様式第 2 号（第 5 条関係）

排水設備指定工事店通知書

第 年 月 日 号

様

玄海町上下水道事業  
玄海町長

申請があった指定工事店について、次のとおり決定したので通知します。

|      |                                         |
|------|-----------------------------------------|
| 決定区分 | <input type="checkbox"/> 許可             |
|      | <input type="checkbox"/> 不許可<br>(理由 : ) |

(指定工事店の責務)

- ・指定工事店は、関係する法令、条例及び上下水道事業企業管理規程等を遵守すること。
- ・排水設備工事の申し込みを受けた場合は、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
- ・排水設備工事は責任技術者の監督のもとに施工すること。
- ・玄海町下水道条例第 7 条及び玄海町農業集落排水処理施設の管理に関する条例第 7 条の検査（以下「完了検査」という。）に立ち会うこと。
- ・完了検査の結果、不合格と認められた時は、管理者が指定する期間内に改善し、再検査を受けること。
- ・指定工事店の名義を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は下請人に工事をさせないこと。

(指定工事店の指定の取消事項)

- ・関係する法令、条例及び上下水道事業企業管理規程等に違反したとき。
- ・第 3 条に規定する指定工事店の要件を欠くに至ったとき。
- ・第 4 条及び第 6 条第 2 項の申請書等に虚偽の記載があったとき。
- ・その他管理者が不適当と認めるとき。

(届出)

- ・指定工事店は、第 4 条、第 6 条、第 10 条第 2 項又は第 12 条第 2 項の規定により管理者に提出した書類の内容に変更があったときは、排水設備指定工事店等変更届（様式第 5 号）にその事実を証する書類を添付して、その都度速やかに届け出ること。
- ・指定工事店は、第 3 条の要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止したとき、若しくは休止しようとするときは、直ちに玄海町排水設備指定工事店辞退届（様式第 6 号）を管理者に提出し、指定工事店の証を返却すること。ただし、特別な理由があるときは、管理者が辞退届の処理を行うことができる。
- ・指定工事店の証及び第 11 条に規定する登録証は、その指定の期間が満了するまで適切に保管し、もし損傷又は紛失したときは、玄海町排水設備指定工事店の証等再交付申請書（様式第 7 号）を管理者に提出し、再交付を受けること。
- ・継続して指定を受ける場合は、期間満了 1 箇月前までに排水設備指定工事店（新規・継続）申請書（様式第 1 号）に必要書類を添えて、管理者に提出すること。

様式第3号（第5条、第11条関係）

指定工事店等登録台帳

| 商号<br>又は名称 |      | 所在地   |     |       |     |  |
|------------|------|-------|-----|-------|-----|--|
| 代表者        |      | 連絡先   |     |       |     |  |
| 指定番号       | 指定期間 | 責任技術者 |     | 責任技術者 |     |  |
|            |      | 登録番号  | 氏 名 | 登録番号  | 氏 名 |  |
|            | ～    |       |     |       |     |  |
|            | ～    |       |     |       |     |  |
|            | ～    |       |     |       |     |  |
|            | ～    |       |     |       |     |  |
|            | ～    |       |     |       |     |  |
|            | ～    |       |     |       |     |  |
|            | ～    |       |     |       |     |  |
|            | ～    |       |     |       |     |  |
|            | ～    |       |     |       |     |  |
|            | ～    |       |     |       |     |  |
|            | ～    |       |     |       |     |  |
|            | ～    |       |     |       |     |  |
|            | ～    |       |     |       |     |  |
|            | ～    |       |     |       |     |  |
|            | ～    |       |     |       |     |  |
|            | ～    |       |     |       |     |  |
| 備 考        |      |       |     |       |     |  |

様式第4号（第5条関係）

玄海町排水設備指定工事店の証

指定番号            第            号  
住    所  
商号又は名称  
氏    名  
指定期間            年    月    日から    年    月    日まで

上記のとおり指定する。

年    月    日

玄海町上下水道事業

玄海町長



様式第5号（第9条関係）

排水設備指定工事店等変更届

年 月 日

玄海町上下水道事業  
玄海町長 様

住 所  
商号又は名称  
氏 名  
連絡先

申請内容に変更が生じたので、関係書類を添付し、次のとおり届け出ます。

|                                                                                                                                            |               |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--|
| 登録番号                                                                                                                                       | 第 号           |  |
| 指定期間                                                                                                                                       | 年 月 日 ～ 年 年 日 |  |
| 届出の理由                                                                                                                                      | 変更の内容         |  |
| <input type="checkbox"/> 組織の変更<br><input type="checkbox"/> 代表者の異動<br><input type="checkbox"/> 商号又は名称の変更<br><input type="checkbox"/> 営業所の移転 | 新             |  |
| <input type="checkbox"/> 責任技術者の異動<br><input type="checkbox"/> 住居表示又は電話番号の変更<br><input type="checkbox"/> その他 ( )                            | 旧             |  |

添付書類

- 1 上記変更の事実を証する書類
- 2 責任技術者の異動においては、責任技術者登録証

様式第 6 号（第 9 条関係）

玄海町排水設備指定工事店辞退届

年 月 日

玄海町上下水道事業  
玄海町長 様

住 所  
商号又は名称  
氏 名  
連絡先

玄海町排水設備指定工事店について、下記理由により辞退いたします。

|       |               |
|-------|---------------|
| 登録番号  | 第 号           |
| 指定期間  | 年 月 日 ～ 年 年 日 |
| 辞退の理由 |               |

添付書類：玄海町排水設備指定工事店の証

様式第7号（第9条関係）

玄海町排水設備指定工事店の証等再交付申請書

年 月 日

玄海町上下水道事業  
玄海町長 様

住 所  
商号又は名称  
氏 名  
連絡先

（玄海町排水設備指定工事店の証・玄海町排水設備工事責任技術者登録証）の再交付を受けたいので申請します。

|               |               |
|---------------|---------------|
| (指定・登録)<br>番号 | 第 号           |
| (指定・登録)<br>者名 |               |
| (指定・登録)<br>期間 | 年 月 日 ～ 年 年 日 |
| 再交付申請<br>の理由  |               |

添付書類

損傷した場合は、旧玄海町排水設備指定工事店の証又は旧玄海町排水設備工事責任技術者登録証

様式第8号（第10条、第12条関係）

責任技術者（継続）登録申請書

年 月 日

玄海町上下水道事業  
玄海町長 様

住 所  
商号又は名称  
氏 名

下記のものを責任技術者として登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

| 番号 | フリガナ<br>氏 名<br>(生年月日) | 住 所 | 写 真 | 分 類<br>(旧登録番号) |
|----|-----------------------|-----|-----|----------------|
|    | ( . . )               |     |     | 新 ・ 更<br>(第 号) |
|    | ( . . )               |     |     | 新 ・ 更<br>(第 号) |
|    | ( . . )               |     |     | 新 ・ 更<br>(第 号) |

※行が不足する場合は随時追加すること

添付書類

- 1 認定試験に合格した証（責任技術者合格証又は更新講習受講終了証の写し）
- 2 身分証明書（申請前3箇月以内に発行されたものとする。代表者と重複する場合はその写し）
- 3 住所を証する書類（住民票の写し、免許証の写し等）
- 4 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上3分身、無背景の縦3センチメートル、横2.5センチメートルの写真1枚）

様式第 9 号（第 1 1 条関係）

表面

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 cm | <div>玄海町排水設備工事責任技術者登録証</div> <div><div></div><div>氏 名<br/>年 月 日生<br/>登録番号 第 号<br/>有効期限 年 月 日<br/>専属指定工事店</div></div> <div>上記の者を、玄海町排水設備指定工事店規程第 1 1 条の規定により、排水設備工事責任技術者として登録したことを証する。<br/>年 月 日<br/>玄海町上下水道事業<br/>玄海町長 </div> |
|      | 9 cm                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

裏面

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 cm | <div>（責任技術者の責務）</div> <div>第 1 3 条 責任技術者は、関係する法令、条例、上下水道事業企業管理規程等を遵守するほか、次に掲げる事項を遵守し、排水設備工事の施工に当たらなければならない。</div> <div>(1) 責任技術者は常に登録証を携帯し、関係人の求めによりこれを提示しなければならない。</div> <div>(2) 責任技術者は、その担当する排水設備工事の完了検査に立ち会わなければならない。</div> <div>(3) 指定期間に認定試験に合格した証の更新を行った場合は、遅滞なく管理者にその写しを提出しなければならない。</div> <div>(4) 責任技術者は、登録の有効期限が満了したとき、又は次条の規定により登録を取り消され、若しくはその効力を停止されたときは、遅滞なく管理者に登録証を返還しなければならない。</div> |
| 9 cm |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |